

愛知県保険医協会

学生会員ニュース No.54

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655名古屋市中昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】

明けましておめでとうございます。めっきり寒くなりましたが体調を崩されてはいませんか？

2019年のスタート、皆さんにとって素敵な1年となりますように。そして、今年も愛知県保険医協会と学生会員ニュースをどうぞよろしくお願いいたします。今回は保険医登録について取り上げています。ぜひご覧ください。

医師免許だけでは保険診療できないの？「保険医登録」とは？

医療を行うには、「医師（歯科医師）免許」が必要です。皆さん、医師（歯科医師）免許を取るために必死に勉強されていると思います。そして、医師（歯科医師）国家試験に合格すると「医師（歯科医師）免許証」が交付されます。医師（歯科医師）免許証が交付されれば、医師法に規定される医療行為を行うことができます。しかし、医師（歯科医師）免許証を交付されただけでは、「保険診療」はできません。

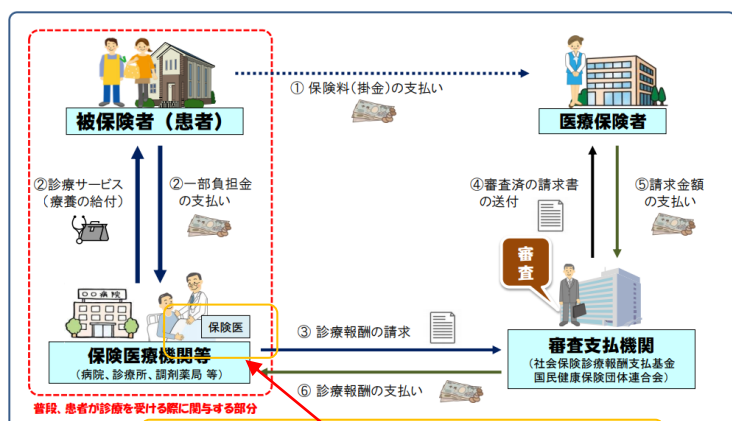
「保険診療」とは、患者が医療機関に健康保険証を提示して受ける医療のことで、医療行為の値段や提供のルールは法令等で定められています。ほとんどの病院・診療所は「保険医療機関」の指定を受けて「保険診療」を扱っています。また、日本では「国民皆保険制度」が確立されています。すべての国民が何らかの公的医療保険制度に加入しており、保険医療機関で「保険診療」を受けることができます。

日本の場合、1955年頃まで、農業や自営業者を中心に国民の約3分の1に当たる約3000万人が無保険者で、社会問題となっていました。しかし、1958年に国民健康保険法が制定され、1961年に全国の市町村で国民健康保険事業が始まり、「誰でも」「どこでも」「いつでも」保険医療を受けられる国民皆保険体制が確立しました。

健康保険法第64条において「保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師でなければならない」という規定があり、「保険医登録」することが必要です。医師（歯科医師）免許の交付後、主に勤務する保険医療機関がある都道府県の厚生局等（愛知県の場合は東海北陸厚生局）に登録して初めて「保険診療」を提供することができるのです。

保険診療の流れ

保険診療における全体の流れについては、以下のフローチャートのとおり。



「保険医」でないと保険診療はできません。

厚労省 HP より

学生会員ニュースのバックナンバーはこちらから

